

太陽光発電からの電力受給に関する料金表

現行の買取制度は、平成 24 年 7 月 1 日に施行される「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」による制度に移行されることとなっております。

現行の買取制度においては、平成 24 年 6 月 30 日までに契約申込みした場合の買取条件について定められておりますが、平成 24 年 7 月 1 日以降に受給開始した場合の取扱いが未定のため、この料金表では、平成 24 年 6 月 30 日までに受給開始した場合を対象として料金率を規定しております。

太陽光発電からの電力受給に関する料金表

太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱（平成23年4月1日実施）14（料金）における受給電力量料金率は、次のとおりといたします。

1 買取制度の対象となる発電者

(1) 対 象

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成21年法律第72号）、「非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準」（平成21年経済産業省告示第278号）および「非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準に係る留意事項等」等の規定（平成21年経済産業省告示第278号の公布以降に定められる当該内容に係る告示等を含みます。）にもとづき、買取制度の対象となる発電者のうち、次のいずれかに該当する場合といたします。

イ 平成24年6月30日までに受給開始した場合

ロ イにより受給開始したのち、(2)ロに該当する変更が生じた場合

(2) 受給電力量料金率

イ 受給電力量料金率は、次のとおりといたします。

(イ) 平成21・22年度料金率

次のいずれかに該当する場合に適用いたします。

- a 平成23年3月31日までに受給開始した場合
- b 新たに太陽光発電設備を設置したことにともない、平成23年3月31日までに当社に受給契約の申込みを行ない、原則として平成23年6月30日までに受給開始した場合
- c aまたはbにより受給開始したのち、ロに該当する変更が生じた場合

<料金表>

(受給電力量1キロワット時につき)

区 分	住宅用 (供給電圧が低圧の場合)		非住宅用 〔供給電圧が 高圧の場合〕
	受給最大電力 10キロワット 未満	受給最大電力 10キロワット 以上	
太陽光発電設備を 単独で設置する場合	48円00銭	24円00銭	24円00銭
その他発電設備等を 併設の場合	39円00銭	20円00銭	20円00銭

* 1 需要場所において受給契約が複数となる場合の各契約ごとの受給最大電力は、受給電力量料金率の適用上、原則として、各契約ごとの受給最大電力の合計値といたします。

* 「その他発電設備等を併設の場合」とは、契約発電設備以外の発電設備等を併設されている場合で、かつ、当該発電設備等の併設によって契約発電設備から発電された電気の当社電線路への逆潮流量が増加しうる設備形態である場合をいい、これに該当しない場合は、「太陽光発電設備を単独で設置する場合」とみなします。

(ロ) 平成23年度・24年度（6月30日まで）料金率

次のいずれかに該当し、(イ)に当たらない場合に適用いたします。

a 平成24年6月30日までに受給開始した場合

b aにより受給開始したのち、ロに該当する変更が生じた場合

<料金表>

(受給電力量1キロワット時につき)

区 分		住宅用 (供給電圧が低圧の場合)		非住宅用 〔供給電圧が 高圧の場合〕
		受給最大電力 10キロワット 未満	受給最大電力 10キロワット 以上	
太陽光発電 設備を 単独で設置 する場合	平成23年度以降の 設置が確認される 場合	42円00銭	40円00銭	40円00銭
	平成23年度以降の 設置が確認されない 場合		24円00銭	24円00銭
その他発電 設備等を 併設の場合	平成23年度以降の 設置が確認される 場合	34円00銭	32円00銭	32円00銭
	平成23年度以降の 設置が確認されない 場合		20円00銭	20円00銭

* 1 需要場所において受給契約が複数となる場合の各契約ごとの受給最大電力は、受給電力量料金率の適用上、原則として、各契約ごとの受給最大電力の合計値といたします。

* 「その他発電設備等を併設の場合」とは、契約発電設備以外の発電設備等を併設されている場合で、かつ、当該発電設備等の併設によって契約発電設備から発電された電気の当社電線路への逆潮流量が増加しうる設備形態である場合をいい、これに該当しない場合は、「太陽光発電設備を単独で設置する場合」とみなします。

* 「平成23年度以降の設置が確認される場合」とは、国から新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金を受給していないことおよび平成23年4月1日から平成24年6月30日までに当該太陽光発電設備が新たに設置されたことが国の設備認定（RPS法における設備認定）等により確認される場合をいい、これ

に該当しない場合は、「平成23年度以降の設置が確認されない場合」とみなします。

ロ 次のいずれかに該当する受給契約の変更（買取制度の対象外となる受給契約の変更は除きます。）を行なう場合の受給電力量料金率は、変更前に適用した料金表にもとづき、変更後の受給最大電力等に応じて決定いたします。

なお、この場合、附則2（買取制度における料金の適用期間）に定める料金の適用期間は変更いたしません。

(イ) 発電設備等を新設、変更（当該発電設備等の制御方法の変更を含みま
す。）または撤去した場合

(ロ) 供給電圧を変更された場合

(ハ) イ(ロ)において、「平成23年度以降の設置が確認されない場合」とし
て受給を開始したのち、「平成23年度以降の設置が確認される場合」に
変更された場合

ハ 26（名義の変更）の場合は、適用する料金表および附則2（買取制度に
おける料金の適用期間）に定める料金の適用期間は変更いたしません。

2 買取制度の対象外となる発電者

(1) 対 象

次のいずれかに該当することにより、1(1)に定める買取制度の対象となる発電者とならない場合といたします。

イ 受給最大電力が500キロワット以上の場合

ロ 供給電圧が高圧の場合かつ受給最大電力が50キロワット以上500キロワット未満の場合で、受給最大電力が当社との電気需給契約における契約電力を上回るとき。

ハ 当社との電気需給契約が、次の契約種別に該当する場合

(イ) 定額電灯

(ロ) 臨時電灯

(ハ) 公衆街路灯

(ニ) 臨時電力

(ホ) 農事用電力

(ヘ) 深夜電力

(ト) 第2深夜電力

(チ) 融雪用電力

ニ その他買取制度に係る法令等の趣旨をふまえ、買取制度の対象外と判断される場合

(2) 受給電力量料金率

受給電力量料金率は、次のとおりといたします。

受給電力量1キロワット時につき	12円00銭
-----------------	--------

(3) 環境価値の帰属

当社が受給した電気は、当社がRPS法における新エネルギー等電気として利用するものとし、発電者は、当社に対してこれに必要な協力をするものといたします。

3 実 施 期 日

この料金表は，平成24年4月1日から実施いたします。

以 上